

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
南会津町	界／南郷	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.2 ha
②地区内の農業振興地域の農用地面積	39.1 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.6 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	15.4 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3 ha
(備考)	

注1:④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑤の面積は、下記の(参考)中心経営体の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害対策、災害対策等に関するデータとして記載ください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・今後、中心経営体が引き受ける意向のある農地の面積よりも、70歳以上で後継者が決まっていない農業16ha以上多くあるため、他の中心経営体の協力と新たな受け手が必要となる。
- ・特に地区の東側には山間部、小面積、湿田など、耕作条件が悪く土地利用型作物の栽培が困難な農地が多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地区の農地利用については引き受け意向のある中心経営体へ集約、団地化を目標とする。受け入れきれない農地は、地域の認定農業者や、入作を希望する新規就農者の受け入れを促進することで対応する。
- ・その際は、条件の良い農地を優先し、山間部や小面積などの農地は保全管理に留める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

農地を団地化して担い手に一括して貸借する際は、農地中間管理事業を活用する。

中心経営体が事情により営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○作物に関する取組方針

平地部は主に水稻やトマト、花きなどの園芸作物を中心に作付けを行い、山間部は畦畔を撤去して飼料作物を作付けすることで耕作放棄地の解消及び発生防止を図る。

○鳥獣被害防止対策への取組方針

地区内では水路等の整備を優先するため、当面の間は個々に取り組む。

○災害対策への取組方針

土砂流入防止のため、沈砂池を設置する。